

第4章 障害者計画

計画の体系について

「障害者計画」において、住民・障害者すべての人が安心して暮らすことを目指とし、障害者が宇和島市で自立と共生した生活ができるまちづくりを行っていきます。

そのため、本章においては、計画の体系を以下のように整理し、何のためにどんなことを行うのか、また、それをどこ（誰）が進めるのかを整理し、関係機関等との連携を図りながら「安心して宇和島で暮らせる、自立と共生のまち」を目指して取り組んでいきます。

＜対象者＞

- 障害者・宇和島市に暮らす人すべて

＜何のために → どんなことを行うのか＞

- 啓発・広報活動、交流・ふれあいの推進



啓発・広報活動の推進

- スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の推進



スポーツ・レクリエーションの推進、芸術・文化・余暇活動の振興

- ボランティア活動の推進



福祉教育の推進、ボランティア活動の推進

- コミュニケーション支援の推進



情報バリアフリー化の推進、コミュニケーション支援体制の充実

- 情報提供の推進



情報提供の充実

- 住環境整備の推進



住みよいまちづくりの推進、住宅・生活環境の整備に協力する

- 日常生活環境整備の推進



交通環境の安全に向けて、防犯・防災対策の推進に協力する

＜何のために → どんなことを行うのか＞

○教育・療育の推進



ライフステージに応じた教育・育成の充実、学校教育・生涯学習の充実

○保健医療の推進



障害の発生予防のため、障害の早期発見・早期療育体制の充実、医療・リハビリテーションの充実に向けた取り組みに協力する

○就労支援の推進



雇用の促進、雇用の安定、総合的な雇用・就業支援施策の推進

○差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮



差別解消に必要な情報等の啓発活動

○障害福祉サービス等の推進



障害福祉サービスの充実、地域生活支援事業の充実、障害福祉サービス等の質の向上

○安全・安心

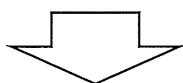


関係部署や機関とともに防災・防犯対策を推進

○国際協力（国）

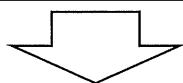


国の施策や基本方針等に基づき、障害者のニーズ等に応じて国際交流を推進

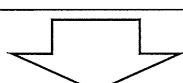


＜どこが進めるのか＞

- 関係施設、福祉事業所等、市役所福祉課、市役所関係各課、障害者団体、社協、ボランティア団体等



行政（宇和島市）が中心となって支援を行う



安心して宇和島で暮らせる、自立と共生のまちへ

1 啓発・広報活動、交流・ふれあいの推進

（1）啓発・広報活動の推進

障害者にとって住みよいまちを目指すためには、障害者だけでなく、すべての市民の理解が必要です。

市民一人ひとりが積極的に参加・協力できるよう、障害に関する情報の啓発・広報を行っていくことが求められています。

○広報活動の啓発及び市民の理解の促進

取り組み	内容
○広報活動の啓発及び市民の理解の促進	○広報うわじま、市ホームページ等の活用や福祉事業所、民間団体等と連携した広報活動を強化し、市民の理解を深めるため啓発活動を促進していきます。

○各団体等が行う民間レベルの啓発・広報活動の支援

取り組み	内容
○各団体等が行う民間レベルの啓発・広報活動の支援	○障害者団体、保健・福祉団体等が行う活動の啓発・広報活動に対する協力体制を強化していきます。

○各諸行事の活動の充実、市民への啓発

取り組み	内容
○諸行事の活動の充実、市民への啓発	○障害者雇用支援月間(9月)、知的障害福祉月間(9月)、精神保健普及運動(10～11月)や障害者週間(12月)など、全国規模の諸行事の活動等について、市民への啓発に努めます。

○体験学習やイベントの開催などの福祉活動の啓発

取り組み	内容
○体験学習やイベント開催などの福祉活動の啓発	○家庭、学校、職域、地域との連携を図りながら、体験学習やイベントなどの福祉活動の啓発に努めています。

○「年金・諸手当・特別障害給付金」制度の周知

取り組み	内容
○「年金・諸手当・特別障害給付金」制度の周知徹底	○年金を受給していない障害者の所得保障について、特定障害者に対する福祉的措置として「特別障害給付金」制度の周知を図るとともに、制度の活用を促進していきます。（手続き等の窓口は、市民課・国民年金係となります。）

○バリアフリー化の普及に係る啓発活動等

取り組み	内容
○バリアフリー化の普及に係る啓発活動等	○人にやさしいまちづくりを進めるには、市民全体がその必要性に対する理解を深め、積極的に参加・協力することが重要になるため、「新交通バリアフリー法」や「愛媛県人にやさしいまちづくり条例」の趣旨の普及・啓発に努めるとともに、各関係団体や福祉事業所、市の担当部署等との連携を図り、人にやさしいまちづくりに必要な啓発活動を推進していきます。

○身体障害者補助犬の利用促進と情報周知

取り組み	内容
○身体障害者補助犬の利用の促進	○身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）の利用の円滑化を図り、身体障害者の社会参加を促進するため、公共・民間施設や市民等に対して身体障害者補助犬法（ホテルやレストラン等において補助犬を同伴できること）の周知を図っていきます。

○障害者の権利及び尊厳の尊重の促進

取り組み	内容
○障害者の権利及び尊厳の尊重の促進	○平成18年12月に国連で障害者権利条約が採択され、我が国も署名しております、障害者基本法をはじめ、障害者差別解消法、障害者雇用促進法といった法令等の整備も進められています。 市民の障害及び障害者への理解を深めるための啓発活動が重要であるため、障害者・市民に向けて、障害者の権利及び尊厳の保護の促進について、啓発・広報を進めていきます。

（2）交流・ふれあいの推進

障害の有無に関係なく、すべての住民が共に支え合い、互いに尊重し合いながら暮らす共生社会の実現のためには、住民全体が障害・障害者について正しく認識し理解するとともに、相互の交流を促進及び支援することが重要です。

学校・NPO・ボランティア団体等と連携を図りながら、体験学習などをとおして、障害の有無にかかわらず、一緒に交流できる機会や場所を充実させ、障害者の社会参加意欲を高めるよう環境整備に取り組んでいきます。

○社会参加活動や障害者相互の交流支援、自立意識向上に向けた環境整備

取り組み	内容
○社会参加活動や障害者相互の交流支援、自立意識向上に向けた環境整備	○障害者の自主的な社会参加活動や、身体・知的・精神障害者相互の交流をサポートし、障害者が社会への自立意欲を高めることができるよう、関係機関と相談しながらニーズ等に合わせた環境整備に努めていきます。

○障害者（児）の文化芸術活動への参加促進

取り組み	内容
○障害者（児）の文化芸術活動への参加促進	○障害者（児）の文化芸術活動への参加を呼びかけながら、参加しやすい環境整備に努めています。また、障害内容や障害程度に配慮した文化芸術活動への参加方法について、関係機関等と相談しながら、障害者（児）の生きがいの一つとなるよう文化芸術活動への参加を促進していきます。

2 スポーツ・レクリエーション、芸術・文化活動の推進

（1）スポーツ・レクリエーションの推進

障害者のスポーツ・レクリエーション等への参加機会を確保することは、障害者の社会参加促進や障害者の生活の質の向上、ゆとりと潤いのある社会生活を送るために大切なことです。

障害者がスポーツ・レクリエーション等へ参加しやすいように関係団体と連携を図りながら、必要な情報の普及と啓発を強化し参加機会の充実に努めます。

○スポーツ・レクリエーションへの参加促進

取り組み	内容
○スポーツ・レクリエーションへの参加促進	○障害者のスポーツ・レクリエーションへの参加を促進していきます。また、参加にあたっては、障害者が参加しやすい体制を構築していきます。

○障害者スポーツ大会への参加、国際大会への選手の派遣

取り組み	内容
○障害者スポーツ大会への参加、国際大会への選手の派遣	○県障害者スポーツ大会等への参加を支援しつつ、全国レベルの競技大会やパラリンピック等の大会へ選手を派遣する場合には、必要な支援を検討していきます。

○障害者スポーツ大会等への参加促進

取り組み	内容
○障害者スポーツ大会等への参加促進	○障害者スポーツ大会等に参加する団体に対して支援を行うとともに、大会に参加する障害者への参加促進を図る支援も行っていきます。

○障害者スポーツに関する情報の提供、普及・啓発の促進

取り組み	内容
○障害者スポーツに関する情報の提供、普及・啓発の促進	○県や障害者団体等と連携をとりながら、障害者スポーツに関する情報を障害者や家族等に提供していきます。併せて、障害者スポーツに関する情報の普及・啓発を行っていきます。

○レクリエーション活動への協力

取り組み	内容
○レクリエーション活動への協力	○スポーツ交歓会や交流キャンプなど、学校やNPO、ボランティア等の関係機関が開催するレクリエーション活動に協力していきます。また、年間行事予定表等の配布においても、活動への参加や協力を行っていきます。

○障害者スポーツ及びレクリエーションの運営に必要な職員の確保等と指導の充実

取り組み	内容
○障害者スポーツ及びレクリエーションの運営等に必要な職員の確保と指導の充実	○障害者スポーツ及びレクリエーションの運営等について、必要な指導員の確保に努めていきます。なお、指導員の養成にあたっては、県や関係機関と連携を図りながら、必要な指導法等のスキルの向上を図るよう努めていきます。

○障害者スポーツ審査員養成の促進

取り組み	内容
○障害者スポーツ審査員養成の促進	○各種競技団体の理解と協力を得ながら、県・関係機関と連携を図り、必要に応じた障害者スポーツ審査員の養成に努めています。

（2）芸術・文化・余暇活動の振興

芸術・文化・余暇活動の参加の機会の確保は、スポーツ・レクリエーションへの参加と同様に、障害者の社会参加促進にとって重要であることから、学習の機会等を増やしていく取り組みが大切です。また、芸術・文化・余暇活動の参加を促進する一方で、これらの活動によって障害者の能力が発揮され、充実した毎日を送っていただけるよう社会参加の機会の増大に努めます。

○文化活動の充実

取り組み	内容
○文化活動の充実	○福祉施設、教育機関等における障害者（児）の文化活動の支援をニーズ等に応じて充実していきます。また、活動にあたる職員等の支援強化に努めています。

○文化芸術活動の充実

取り組み	内容
○文化芸術活動の充実	○障害者（児）文化祭や障害福祉のつどい等、様々な芸術活動の支援の充実を図っていきます。また、活動にあたる職員等の支援強化に努めていきます。

3 障害及び障害者理解の促進、ボランティア活動等の推進

（1）福祉教育等の推進

保健・福祉教育の理解が得られるように、周知・教育方法等の多様化を図るために関係機関等との連係強化に努めます。また、家庭介護者が気軽に参加できるような研修等の場の充実に努めるとともに、保護者、関係者及び住民の地域福祉への理解促進に努めます。

○家庭介護の知識と技術の普及

取り組み	内容
○家庭介護の知識と技術の普及	○障害福祉施設や地域包括支援センター等の活用促進を図り、家庭介護の知識と技術の普及に努めています。また、知識と技術の向上を図るため、職員等の指導の強化を行っていきます。

○介護に関する知識等を普及させるための研修の場づくり

取り組み	内容
○介護に関する知識等を普及させるための研修の場づくり	○介護等に関する知識等を普及させるため、介護者が気軽に参加できるよう配慮し、ニーズに合った研修の場づくりに努めています。なお、研修の場づくりにあたっては、関係機関等と連携をとりながら行っています。

○保健・福祉教育の理解の促進

取り組み	内容
○保健・福祉教育の理解の促進	○視覚・聴覚教材などを利用しつつ、保健や福祉についての理解が深まるように努めています。また、指導等にあたる職員等の知識の向上を図りながら、理解の促進に努めています。

○保護者、関係者及び住民の地域福祉への理解の促進

取り組み	内容
○保護者、関係者及び住民の地域福祉への理解の促進	○「障害者や高齢者は施設へ入所するもの」という過去の認識をあらため、地域で共生していくように、保護者、介助者、関係者及び住民に対し、関係機関等との連携を深めながら、わかりやすい情報を提供し地域福祉への理解促進を図っていきます。

○社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの人材の確保・養成

取り組み	内容
○社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの人材の確保・養成	○社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士などの人材を確保するよう努めるとともに、県・関係機関とも連携を図りながら、人材の養成に努めていきます。

（2）ボランティア活動の推進

ボランティア活動を通じて障害のある人とないとの交流を図り、お互いを思いやり、助け合おうとする精神（やさしさ）を育んでいきます。

障害者自身がボランティア活動に参加しやすいように、福祉事業所や介助者等への周知を強化し、参加しやすい環境を整えながら障害者の社会参加を促進します。

○社会福祉施設等におけるボランティア活動の推進

取り組み	内容
○社会福祉施設等におけるボランティア活動の推進	○中・高校生のボランティア活動のなかで、障害者団体のイベントや社会福祉施設等におけるボランティア活動を奨励し、障害者やその家族等との交流の促進していきます。交流促進のため、学校機関や障害福祉施設との連携を強化していきます。

○障害者自身によるボランティア活動、社会参加の促進

取り組み	内容
○障害者自身によるボランティア活動、社会参加の促進	○障害者が自ら行うボランティア活動を支援し、社会参加を促進していきます。また、身体・知的・精神障害の障害種別に応じた社会参加ができるよう、施設環境を整え、職員の対応強化を図っていきます。

○ボランティア活動への条件整備の促進

取り組み	内容
○ボランティア活動への条件整備の促進	○ボランティア活動に必要な保険への加入促進や企業のボランティア休暇の普及等、ボランティア活動への条件整備を促進するため、県・関係機関との連携強化と啓発に努めます。

○ボランティア体制の整備と促進

取り組み	内容
○ボランティア体制の整備と促進	○ボランティア活動推進のため、障害者の要請に応じた市職員・福祉関係職員の派遣が行える体制を強化するよう努めています。

○ボランティア活動参加への働きかけの促進

取り組み	内容
○ボランティア活動参加への働きかけの促進	○ボランティア活動の推進に係る啓発広報活動を促進するとともに、関係機関と連携を図りながら市ホームページ等も活用し、障害者団体等に対してボランティア活動への参加を働きかけていきます。

○ボランティア活動に必要な知識等に関する研修の拡充

取り組み	内容
○ボランティア活動に必要な知識等に関する研修の拡充	○ボランティア活動に必要な知識等に関する研修の拡充に努めています。 研修については、施設職員など関係者への支援を行いながら、障害者への研修の場も設けていくよう努めます。

4 意思疎通支援の推進

（1）情報バリアフリー化の推進

障害者の身の回りの環境を整える観点から、情報のバリアフリー化を促進する必要があるため、障害の程度などに応じて分かりやすい情報提供に努めます。

（2）意思疎通支援体制の充実

障害者が住み慣れた地域で様々な情報を得ながら、必要な情報を主体的に選択し、自らが情報発信できる体制を整備することが大切です。また、障害者自身の自立や社会参加の可能性を広げるため、意思疎通支援体制の充実を図ることも大切です。

視覚障害者及び聴覚障害者は、コミュニケーション手段への配慮が特に大切であることから、専門的な人材の確保と育成を行うよう努めていきます。

○IT機器によるコミュニケーション手段の確保の支援

取り組み	内容
○IT機器によるコミュニケーション手段の確保の支援	○パソコン等のIT機器によるコミュニケーション手段の確保を支援していきます。

○指導員などの人材養成

取り組み	内容
○指導員などの人材養成	○視覚障害者及び聴覚障害者の日常生活上の意思疎通の支援を強化するため、手話奉仕員・通訳者、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳者など、県や関係機関と連携を図りながら、専門的な人材の養成に努めていきます。

5 情報提供の推進（情報アクセシビリティの確保）

障害者の地域での自立を支援するために、情報提供の充実を図ります。また、情報アクセシビリティ（年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること）の確保のため、障害者等が入手しやすい情報の提供を図るほか、障害の特性に応じた情報提供の充実を図ります。

○情報提供体制の充実

取り組み	内容
○情報提供体制の充実	○保健・医療サービス等の提供機関による情報公開を推進するとともに、各種サービス等の情報を集約し、障害者・家族・介助者等が入手しやすい情報提供体制の充実を図っていきます。また、国の難病に関する施策の推進に伴う情報提供についても、同様に充実を図っていきます。

○障害特性に対応した情報提供の充実

取り組み	内容
○障害特性に対応した情報提供の充実	○IT(情報通信技術)の活用により、障害によるデジタル・ディバイド(ITの恩恵を受けることのできる人とできない人の間に生じる経済格差)の解消のため、利用可能な媒体による情報提供に積極的に努めるほか、障害特性に対応した情報提供の充実に努めます。

○情報提供、当事者による相談活動等の推進

取り組み	内容
○情報提供、当事者による相談活動等の推進	○地域での自立生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成に係る支援、当事者による相談活動等の推進を図っていきます。特に、当事者による相談活動は、障害者同士が行う援助として有効かつ重要な手段であることから、関係機関と連携を図りながら推進していきます。

○情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築

取り組み	内容
○情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築	○ユニバーサルデザイン(障害・能力の差異などを問わずに利用することができる施設等のデザイン)化を支援するとともに、福祉用具に関する情報の提供や相談窓口の整備を推進し、情報提供機関や相談機関のネットワーク体制の構築を図っていきます。

○障害者施策に関する情報提供体制の連携

取り組み	内容
○障害者施策に関する情報提供体制の連携	○国や県、関係機関等と連携を図りながら、障害者施策や福祉サービスについての情報提供体制の強化を図っていきます。 国の障害者施策等については、「WAM NET(ワムネット = 介護・福祉・医療などの制度解説や研修セミナー情報など、福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイト)」で提供される情報などの広報や啓発を行っていきます。

○障害者相談員のネットワークの推進

取り組み	内容
○障害者相談員のネットワークの推進	○障害者相談員が、相互にネットワーク化の推進を図るよう努めます。また、視覚障害者及び聴覚言語障害者の相談や指導にあたる専門の相談員についても、ネットワークの推進を図るよう努めます。

○苦情等の解決体制の強化及び円滑なサービス利用の支援

取り組み	内容
○苦情解決体制の強化及び円滑なサービス利用の支援	○福祉サービス等に関する苦情やクレームに対応するため、苦情解決体制を強化し、円滑なサービス等の利用を支援していきます。

6 住環境整備の推進

(1) 住みよいまちづくりの推進

少子高齢化の進展を背景に、誰もが安心して生活できる、すべての人にやさしい「まちづくり」が求められています。また、これから「まちづくり」は、最初からバリア(障壁)となるものを排除し、誰もが安心して社会参加できる環境を整備していく必要があります。

このことは、保健・福祉・医療の分野だけでなく、道路管理、都市整備計画、住宅管理などを行っている関係部署などと連携を図りながら、取り組みを進めています。

○障害のある人とない人が共に暮らし、支え合う環境等の整備

取り組み	内容
○障害のある人とない人が共に暮らし、支え合う環境等の整備	○障害者をはじめ、すべての住民が生涯にわたり、自分の持てる個性や能力を発揮しながら、障害者及び福祉に対する理解を深め、障害のある人とない人が共に暮らし支え合う（ノーマライゼーション）環境等の整備に必要な情報の啓発に努めていきます。

○公共的施設の整備・改善の促進

取り組み	内容
○公共的施設について、整備・改善の促進	○平成25年6月に制定され、平成28年4月から施行される「障害者差別解消法」の趣旨に基づき、生活に密着した民間の公共的施設について、障害者の利用の便宜を図り適切な配慮がなされるよう必要な情報周知と啓発を行い、民間事業者の自発的な行動を尊重しつつ、整備・改善に繋がるよう努めます。

○生活支援策等に対するネットワーク化・体制の強化

取り組み	内容
○生活支援策等に対するネットワーク化・体制の強化	○児童相談所、更生相談所、保健所等の公的相談機関が実施する生活支援策等について、関係機関との連携を深めながら、各レベルでのネットワーク化を推進し、身近な生活圏域で専門的な相談を受けることができるよう体制の強化に努めていきます。

（2）住宅・生活環境の整備

障害者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、暮らしやすく安全に配慮した住宅・生活環境の整備が必要です。

高齢者や障害者に適した住宅改良を促進し、バリアフリー化等に配慮された居住の安定的な確保の支援に努めます。

○関連施設のバリアフリー化の推進

取り組み	内容
○関連施設のバリアフリー化の推進	○障害者が生涯学習などに参加しやすくなるよう、関連施設の自動ドアやスロープの設置、身体障害者のための駐車場やトイレの設置等に努めていきます。また、設置された駐車場等において障害者が随時利用ができるよう、住民の理解促進を図る啓発・広報活動についても、市のホームページ等の媒体を活用しながら推進していきます。

○教育・療育施設におけるバリアフリー化の推進

取り組み	内容
○教育・療育施設におけるバリアフリー化の推進	○教育・療育施設においては、障害の有無にかかわらず様々な人が、適切なサービスを利用する公共的な施設であるという観点から、施設のバリアフリー化を推進していきます。

○公共施設における必要な配慮の促進

取り組み	内容
○公共施設における必要な配慮の促進	○市や県が設置・管理する官公庁施設、交通施設、その他の公共施設について、障害者が安心して利用できるよう、必要な配慮を行っていきます。

○高齢者や障害者に適した住宅改良の促進

取り組み	内容
○高齢者や障害者に適した住宅改良の促進	○住宅改良(リフォーム)において、高齢者や障害者に適した住宅改良を行うために、適切な助言や補助などのサービスを提供するよう努めています。

○知的・精神障害者等の居住の確保

取り組み	内容
○知的・精神障害者等の居住の確保	○安定した生活は、居住場所が不可欠であることから、グループホーム等の設置の促進により、知的・精神障害者等における居住場所の確保に向け、県と相談しながら法人等に対する啓発に努めています。

7 日常生活環境整備の推進

（1）交通環境の安全に向けて

障害者等の積極的な社会参加の促進と交通事故防止のため、障害者の利用に配慮した交通環境充実の推進に努めます。

○旅客施設（駅、バスターミナルなど）の整備の推進

取り組み	内容
○旅客施設（駅、バスターミナルなど）の整備の推進	○旅客施設（駅、バスターミナルなど）の整備にあたっては、エレベーター等の設置、段差の解消、改札口の拡幅、ホームにおける警告・案内ブロックの設置等を推進するよう啓発し、必要に応じた要請等を関係機関等とともにに行っていきます。

○公共交通機関の整備の促進

取り組み	内容
○公共交通機関の整備の促進	○車両等については、低床バスの導入、乗降を円滑にする乗降装置の設置、車いすスペースの確保等を推進するよう啓発していきます。

○障害者にやさしい通行空間の確保

取り組み	内容
○障害者にやさしい通行空間の確保	○道路の整備にあたっては、歩道の幅員の確保と段差の切り下げ、視覚障害者誘導用ブロック、音声案内設備や案内標識の効果的な設置等、障害者にやさしい通行空間確保の推進について、関係部署等に対し設置等の促進に係る要望や啓発を行っていきます。

○交通安全市民運動等の推進

取り組み	内容
○交通安全市民運動等の推進	○安全で快適な地域づくりのため、交通事故による障害者（児）の発生を防ぐように、交通安全市民運動等の情報周知に協力していきます。

（2）防犯・防災対策の推進

寝たきりや一人暮らしの高齢者、障害者等を地震、火災、水害、土砂災害等の災害から守るために体制づくりやシステムの整備に努めます。

○避難援助体制の確立及び自主防災体制の確立

取り組み	内容
○避難援助体制の確立 及び自主防災体制の確立	○地域における震災対策を含めた防災対策として、一人暮らしの高齢者や障害者等の避難援助体制と自主防災体制の確立をめざし、関係機関等と連携して情報周知と啓発を行っていきます。

○地域防災体制の確立

取り組み	内容
○地域防災体制の確立	○社会福祉施設等について、防火訓練及び避難訓練の実施、近隣住民等による応援・協力体制の確立、夜間の防災体制を確立するよう啓発していきます。

○防災・災害援助システムの整備

取り組み	内容
○防災・災害援助システムの整備	○障害者団体等の防災・災害援助システム、ネットワークの整備を支援し、地域住民と共に障害者の自主的な防災体制づくりを支援していきます。

○緊急通報システムの整備の促進

取り組み	内容
○緊急通報システムの整備の促進	○高齢者や障害者等が災害や体の異変・事故等にみまわれた際、ファクシミリ・Eメール・携帯電話等を利用して、警察・消防・医療機関など、近隣に対し直接通報可能な緊急通報システムの整備を促進していきます。

○消費者トラブルの防止と支援

取り組み	内容
○消費者トラブルの防止と支援	○国等の発信する消費者トラブルの情報や防止策等について情報周知に努め、トラブルが発生した場合においては、消費者窓口との連携により支援します。

○障害者や高齢者の特性に配慮した防災機器等の普及

取り組み	内容
○障害者や高齢者の特性に配慮した防災機器等の普及	○障害者や高齢者の特性に配慮した使用しやすい防災機器等の普及に努めています。 重度障害者等を対象として給付する聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、火災警報器、自動消火器等について、障害者及び家族や介助者への普及啓発にも努めています。

8 教育・療育の推進

（1）ライフステージに応じた教育・育成の充実

障害のある幼児・児童に対する教育を支援するためには、一人ひとりの成長過程に合わせた教育・育成の充実が必要です。

障害のある子どもと障害のない子どもが共に理解し認識を深めるために、関係機関と連携して、教育・療育、相談等を受けることができる支援体制の充実に努めます。

○障害の特性に応じた教育方法等の改善

取り組み	内容
○障害の特性に応じた教育方法等の改善	○自閉症、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などの発達障害のある幼児・児童生徒、重度・重複障害児等それぞれの障害の特性に応じた教育方法等の改善に向け、関係機関等と検討していきます。

○専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上

取り組み	内容
○専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上	○人材の活用、支援体制の構築、連携協力体制の構築等により、専門職員の教育・療育、相談等に対する専門性や指導力の向上を図っていきます。

○専門研修の実施

取り組み	内容
○専門研修の実施	○総合的な知識、技術を身に付けることを目的とした専門研修の実施に努めていきます。

○就学指導の充実

取り組み	内容
○就学指導の充実	○障害児に対して、就学指導体制の整備を図り、一人ひとりの成長過程における能力や障害の種類、程度及び学習指導体制等の進展に応じた就学指導の充実を図っていきます。

○乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実

取り組み	内容
○乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実	○県・関係機関と連携し、障害児や保護者に対する乳幼児期から学校卒業後までの一貫した相談支援体制の充実を図ります。また、一貫した相談体制を築くため、相談員のネットワークを構築していきます。

（2）学校教育との連携

障害のある子どもへの教育について、これまでの障害の種類や障害の程度などに応じ、特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた、適切な指導及び支援を行う「特別支援教育」へと転換されてきましたが、現在は「インクルーシブ教育システム（人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み）」の構築について、国がその充実を推進しています。福祉分野においても、教育関係機関等との連携を深めながらインクルーシブ教育システムの構築に努めていきます。

○教育の充実に向けた関係機関との連携強化

取り組み	内容
○教育の充実に向けた関係機関との連携強化	○障害児に必要な能力を身に付けさせるため、教育の充実に向け、県・近隣市町や学校との連携を強化していきます。

（3）生涯学習の充実

各学校で実施されている社会奉仕体験などの教育活動を通じ、障害者との交流及び共同学習を積極的に推進します。また、ボランティア活動など、体験学習の機会の確保にも努めます。また、障害のある児童・生徒が、学校教育から離れた後も、主体的に判断し行動できる能力を培えるよう、生涯学習を総合的に支援します。

○文化芸術活動等に参加する障害者（児）の意識啓発

取り組み	内容
○文化芸術活動などに参加する障害者（児）の意識啓発	○生涯学習活動などを通じて、文化芸術活動等に参加する障害者（児）の意識啓発を図っていきます。

○生涯学習センター等の研修交流事業の充実

取り組み	内容
○生涯学習センター等の研修交流事業の充実	○社会生活や職業生活の充実のために必要となる知識、技術等の習得を促進するため、生涯学習センター等で行われる研修交流事業等の周知に協力していきます。

○社会参加促進関係事業や学校教育等を通じた自立意識の喚起

取り組み	内容
○社会参加促進関係事業や学校教育等を通じた自立意識の喚起	○障害者の社会参加促進関係事業や学校教育等を通じて、障害者の自立意識の喚起に努め、特別支援学校や相談支援事業所等の関係機関と連携して地域社会への参加を促進していきます。

○障害のあるなしにかかわらず、子ども同士の相互理解の促進

取り組み	内容
○障害のあるなしにかかわらず、子ども同士の相互理解の促進	○障害のある子どもと障害のない子ども等との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、相互理解の意識啓発を図っていきます。

9 保健・医療の推進

（1）障害の発生予防、医療サービスの提供の充実

障害の発生予防に向けての取り組みとして、障害の発生についての知識の普及が大切です。

介護予防事業を推進することにより、加齢に伴う障害の発生防止に努めます。また、障害の原因となる疾病等の予防・治療についても、保健・医療サービスの適切な提供につながるよう関係部署との連携を深めるとともに、難病等に関する国の施策などについての情報提供も行いつつ、適切なサービスの提供に努めます。

○障害の発生予防に関する、知識の普及

取り組み	内容
○障害の発生予防に関する、知識の普及	○児童福祉担当との連携を図り、母親学級や育児学級等の充実や障害の早期発見等について、知識の普及に努めていきます。

○障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実

取り組み	内容
○障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の充実	○障害者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。また、相談体制の充実を図るため、相談支援事業所等との連係強化を図ります。

（2）障害の早期発見・早期療育体制の充実

障害の発生予防のためには、障害の予防と同時に、早期発見・早期対応を行うことが重要です。医療機関との連携を強化し、障害者に対して、保健・医療・福祉・教育など、サービスの適切な提供に努めます。

○早期療育体制の充実

取り組み	内容
○早期療育体制の充実	○障害の早期発見、成長発達を図るために、「個別支援計画」を有効活用し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育や療育を行うため、保健・教育・医療機関関係者との連携を強化します。また、特別支援学校や小・中学校等との連携も強化し、幼稚園や保育所における早期療育の一層の充実にも努めていきます。

○早期教育相談等を受けることができる体制の整備

取り組み	内容
○早期教育相談等を受けることができる体制の整備	○総合教育センター、特別支援学校や小・中学校、幼稚園・保育所、医療機関、障害児関係施設、児童相談所等の連携のもとに、障害のある子どもとその保護者が早期から体験的な保育や教育相談を継続的に受けることができる体制の整備に努めていきます。

○障害児保育等の療育の場の確保

取り組み	内容
○障害児保育等の療育の場の確保	○身近な地域における療育の場を確保するため、関係機関等との協議を行っていきます。

○療育機能の充実整備についての検討

取り組み	内容
○療育機能の充実整備についての検討	○地域における療育を支援するため、専門療育スタッフ、療育設備の県・近隣市町と連携した広域的な療育機能の充実整備について検討を行っていきます。

○総合的なサービス提供、「療育センター」の活用

取り組み	内容
○総合的なサービス提供、「療育センター」の活用	○保健・医療・福祉・教育などの総合的なサービスを提供し、障害児に対する地域療育の拠点となる「子ども療育センター」（県施設・東温市）や「旭川荘南愛媛病院・南愛媛療育センター」（鬼北町）を活用していきます。

○学習の機会や子育ての資料、情報の提供

取り組み	内容
○学習の機会や子育ての資料、情報の提供	○教育・保健・保育等の担当や保護者等の家族とともに話し合い、保護者等が家庭・地域における療育の大切さについて認識を高めるよう、学習の機会や子育ての資料、情報を提供していきます。また、資料の提供にあたっては、保護者等がわかりやすく、入手しやすい提供体制に努めています。

○家庭や地域における療育の充実

取り組み	内容
○家庭や地域における療育の充実	○保護者等との子育てに関する情報交換や経験交流、仲間づくりなどの支援体制を整備し、家庭や地域における療育の充実を図っていきます。

○障害児通園事業（児童発達支援事業・放課後等デイサービス・生活介護）、療育事業の拡充

取り組み	内容
○障害児等通所支援事業（児童発達支援・放課後等デイサービス）、療育事業の拡充	○障害児等通所支援事業施設あけぼの園において児童発達支援事業・放課後等デイサービスなど、療育事業の拡充を図るよう検討していきます。

（3）医療・リハビリテーションの充実

医学的リハビリテーションの確保及び充実を図るとともに、障害者が身近な地域で適切な医療が受けられるように医療機関との連携を強化し、医療体制の充実に努めます。

○相談支援体制の充実

取り組み	内容
○相談支援体制の充実	○難病患者及びその家族が療養上又は生活上の悩み、不安等の解消を図るために、難病患者等に対する専門的な相談支援体制の充実に努めていきます。

○ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成

取り組み	内容
○ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成	○各種の生活支援方策を中心として、ケアマネジメント実施体制の整備やケアマネジメント従事者の養成を、県・関係機関と連携を図りながら行っていきます。

○保健師及び精神保健福祉士等の資質向上

取り組み	内容
○保健師及び精神保健福祉士等の資質向上	○障害者（児）及び住民の保健サービスの充実を図るために、保健師及び精神保健福祉士等の資質向上に努めていきます。

○適切な保健・医療サービスの提供

取り組み	内容
○適切な保健・医療サービスの提供	○人工透析を要する慢性腎不全、精神疾患、難治性疾患など、継続的な医療が必要な障害者に対して、適切な保健・医療サービスの提供を行います。

○精神疾患にかかる精神障害者への通院医療の促進

取り組み	内容
○精神疾患にかかる精神障害者への通院医療の促進	○自立支援医療費制度により、通院患者の自己負担の軽減を図り、精神疾患にかかる精神障害者への通院医療の利用を促進していきます。

10 就労支援の推進

（1）雇用の推進

障害者が職業を通じて社会参加を果たし、地域で自立した生活を送るために、障害者の能力・特性に応じた多様な就労の機会や場の確保が重要です。そのためには、企業等に対して、障害者雇用の拡大を推進する啓発を行っていきます。

○障害者雇用の取り組みの支援と職域の拡大

取り組み	内容
○障害者雇用の取り組みの支援と職域の拡大	○障害者雇用の取り組みを支援するとともに、障害者の能力・特性に応じた職域の拡大に努めています。

○市内企業の障害者雇用の促進

取り組み	内容
○市内企業の障害者雇用の促進	○市の物品調達において障害者雇用企業の指名・選定の機会を増やしたり、障害者就労施設等の販売PR活動等への支援を行い、一般就労を希望される障害者の特性に合わせた取り組みを強化するため、市内企業等に啓発も行っていきます。

○障害者雇用に関する制度等についての取り組み

取り組み	内容
○障害者雇用に関する制度等についての周知	○短時間雇用、在宅就業等の普及は、能力や特性に応じて働くための機会の増大につながるものであることから、これらの制度等について周知を図るなど、必要な支援、環境づくりに取り組んでいきます。

○各種助成制度などに関する啓発

取り組み	内容
○各種助成制度などに関する啓発	○企業等に対して、法定雇用率の達成に向けた障害者雇用への取り組みを推進するよう啓発していきます。併せて、関係機関との連携により、各種助成金や支援措置の周知などについての情報提供も行っていきます。また、障害者雇用率制度の周知や、国等の障害者雇用への取り組みに関する動向についての情報周知についても、県やハローワーク等の関係機関と連携を図りながら行っていきます。

（2）雇用の安定

障害者が安定的に働くことができる条件の整備について推進します。また、精神障害者についても雇用の促進、雇用の安定について、周知・啓発を行います。

○障害者雇用の促進、雇用安定についての周知・啓発

取り組み	内容
○障害者雇用の促進、雇用安定についての周知・啓発	○障害者の雇用の促進、雇用安定について周知・啓発を行い、関係機関との連携を図りながら、障害者が地域で暮らしていくことのできる地域社会の形成をめざしていきます。

（3）総合的な雇用・就業支援施策の推進

一般企業等への就労や働く機会の充実を図るため、関係機関と連携して個別の支援計画を策定するなど適切な支援を行います。また、関係機関とのネットワークを強化し、就労に必要な支援を行っていきます。

○在宅就業におけるIT(情報通信技術)活用の推進

取り組み	内容
○在宅就業におけるIT(情報通信技術)活用の推進	○通勤の困難な重度障害者等を念頭にした、在宅就業におけるIT(情報通信技術)活用を関係事業所等を通じて推進していきます。

○就労継続支援事業の充実

取り組み	内容
○就労継続支援事業の充実	○職業設備、通勤、対人関係、健康管理などの理由により、一般就労が困難な障害者に対し、就労の場を提供し、社会的、経済的自立を促進するため、就労継続支援事業の紹介などを行っていきます。また、地域活動支援センター等についても、安定的に働くことができるよう活動を支援していきます。

○障害者就業・生活支援センターの活用等

取り組み	内容
○障害者就業・生活支援センターの活用等	○障害者の就業面、生活面での支援を一体的に行う障害者就業・生活支援センターを活用していただくため、障害者本人をはじめ、家族及び関係機関（就労支援事業所、医療機関、教育機関、保健機関）へ周知を行いながら、公共職業安定所等との連携を継続していきます。

○就業に向けた適切な支援の充実

取り組み	内容
○就業に向けた適切な支援の充実	○特別支援学校卒業生の就労を支援するため、学校や福祉機関等との連携を図り、就業に向けた適切な支援を行っていきます。

○労働環境等について、企業等に対する周知・啓発

取り組み	内容
○労働環境等について、企業等に対する周知・啓発	○障害者の能力にふさわしい処遇を受け、労働条件を含む職業生活の質の向上を図ることができ、障害を理由とした人権侵害を受けることがないよう、企業等に対する情報周知と啓発を行っていきます。

11 障害福祉サービス等の推進

障害福祉サービスの充実

豊かな地域社会を実現するためには、身近な場所で利用できるように、サービスの充実を図るとともに、障害者の地域生活への移行を促進するために、支援方法の確立に努めます。

○障害福祉サービスの充実

取り組み	内容
○障害福祉サービスの充実	○豊かな地域社会実現のために、居住・日中活動系サービスなどを身近な地域で利用できることが重要であり、障害福祉サービスの充実に努めています。

○社会生活技能を高めるための支援

取り組み	内容
○社会生活技能を高めるための支援	○障害者本人の意見を尊重し、入所(院)者との地域生活への移行を促進するため、医療機関や県、関係機関との連携を強化しながら、社会生活技能などを高めるための支援を行っていきます。